

歴史的公文利用請求書

年 月 日

日本銀行総裁 殿

氏名又は名称（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名） 住所又は居所（法人その他の団体にあつてはその主たる事務所等の所在地）等

〒

TEL ( )

e-mail

連絡先（連絡先が「氏名又は名称」欄に記載された本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号・e-mail）

公文書等の管理に関する法律第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり歴史的公文の利用を請求します。

記

検索番号	目録に記載された歴史的公文の名称等 （更に部分を特定する場合はその範囲<または個別資料名等>も併せてご記入ください(例：〇〇に関する部分)）					
通知等の送付方法	<input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/>	電子情報処理組織（電子メール）による送付		(以下の欄は記入しないでください) (受付日、その他の特記事項等)	
利用方法	<input type="checkbox"/> 閲覧	<input type="checkbox"/>	写しの交付			
写しの作成方法	文書又は図画	<input type="checkbox"/>	用紙への複写又は出力（白黒・カラー、A4・A3）			( ) 部
		<input type="checkbox"/>	電磁的記録媒体への複写（CD-R・DVD-R）			( ) 部
		<input type="checkbox"/>	電磁的記録		—	
	マイクロフィルム、写真フィルム類	<input type="checkbox"/>	用紙への出力（白黒・カラー、A4・A3）		( ) 部	
		<input type="checkbox"/>	電磁的記録媒体への複写（CD-R・DVD-R）		( ) 部	
		<input type="checkbox"/>	電磁的記録		—	
電磁的記録	<input type="checkbox"/>	用紙への出力（白黒・カラー、A4・A3）		( ) 部		
	<input type="checkbox"/>	電磁的記録媒体への複写（CD-R・DVD-R）		( ) 部		
	<input type="checkbox"/>	電磁的記録		—		
写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> アーカイブにおいて交付	<input type="checkbox"/> 郵送	<input type="checkbox"/>	電子情報処理組織（電子メール）による交付		

歴史的公文利用請求書の記入等には、裏面に記載の注意事項を必ずお読みください。

## (注意事項)

1. 利用請求される歴史的公文は、歴史的公文利用請求書 1 枚につき 1 冊としてください。
2. 「氏名又は名称」、「住所又は居所等」  
個人で利用請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所・電話番号・e-mail アドレスを、法人その他の団体にあつては、その名称と代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。ここに記載された「氏名又は名称」及び「住所又は居所等」により、利用決定等の通知等を行うこととなりますので、正確に記入願います。但し、e-mail アドレスについては、電子情報処理組織（電子メール）以外の方法で利用決定通知書等の送付を希望する場合は記入不要です。
3. 「連絡先」  
連絡先が上記本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号・e-mail アドレスを記載してください。利用請求された歴史的公文についての照会を行う場合等に必要となりますので、できる限り記入してください。但し、e-mail アドレスについては、電子情報処理組織（電子メール）以外の方法で利用決定通知書等の送付を希望する場合は記入不要です。

※以下の項目は任意ですが、可能な限り記入していただきますようお願いいたします。

4. 「目録に記載された歴史的公文の名称等」  
日本銀行アーカイブ目録に記載されている利用請求対象の歴史的公文の名称等をご記入ください。また、更に部分を特定する場合はその範囲くまたは個別資料名等>も併せてご記入ください。
5. 「通知等の送付方法」  
希望する送付方法の口をチェックしてください。特にご希望がない場合は「郵送」となります。
6. 「利用方法」  
希望する利用方法の口をチェックしてください。
7. 「写しの作成方法」  
写しの交付による利用を希望される場合は、当該歴史的公文の原本の種別に応じて、写しの作成方法の口をチェックし、必要な部数を記入してください。但し、「電磁的記録」については、電子情報処理組織（電子メール）による送信容量等を勘案して対応できない場合があります。
8. 「写しの交付の方法」  
希望する写しの交付の方法の口をチェックしてください。但し、「電子情報処理組織（電子メール）による交付」は、写しの作成方法として電磁的記録を選択した場合に限ります。